

森林資源を次世代へ バイオマスタウンをめざして

国は平成22年までに500市町村がバイオマスタウン（※1）となることを目標にしています。現在北海道、東北を中心に67市町村（農林水産省が平成19年1月31日に公表）が認定され、それぞれの地域で生物資源を活用した取り組みが始まっています。

大山町も豊かな森林資源を活用し、継承していくため、昨年2月にバイオマスタウン構想を策定しました。

森林資源が危ない

町の総林野面積は約1万1千ヘクタールで、町全体の約6割を占めます。しかし、その森林資源は有効活用されているとは言いがたく、間伐（林木の密度を調節して生育を助けるため、林木の一部を伐採すること）が行われても、山から搬出する経費が高く、採算がとれないため、残材は利用されず、そのまま放置されているのが現状です。

また、松くい虫被害、林業・原木価格の低迷による森林資源の荒廃化、森林への無関心化が進んでいます。

資源の活用と継承を

鳥取県では平成17年4月から「森林環境保全税」による森林資源の保全を推進しています。また、県内の木を原料とする木質ペレット（※2）が燃料のペレットストーブ（※3）などを県の施設に導入するなど、森林資源の活用にも力を入れています。

本町では民間事業者によるペレット製造施設導入の支援と、利用されていない森林資源を町全体で有効活用し、継承していくことを構想に定めています。

構想の概要

構想は、未利用木質資源（間伐材、松くい虫被害木など）を燃料として再生すること、町内でのバイオマス熱利用の設備（ペレットストーブ・ボイラー）を導入することを定め、豊富な資源の保全と活用のための持続的な循環システムを構築することを目的としています。

主な取り組み項目

- ・ 間伐材・林地残材・松くい虫被害木の重点的活用
- ・ 収集した木材のペレット化
- ・ 木質バイオマス燃料消費の促進拡大
- ・ 住民・事業者・行政の役割分担の明確化
- ・ 産・官・学の推進体制の整備

用語解説

（※1）バイオマスタウン
バイオマスとは生物資源（bio）の量（mass）のこと。一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼んでいます。例えば家畜排せつ物、生ゴミ、下水汚泥、林地残材、稲わら、農作物など身近なものです。このような資源から得られるエネルギーは新エネルギーの一つです。

バイオマスタウンとは地域の関係者の連携のもと、バイオマスの発生から利用までが効率的な総合的利活用システムとして構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われている地域。あるいは今度行われることが見込まれる地域をいいます。